

古賀市子どもの誕生お祝い事業業務委託仕様書

1 事業名称

古賀市子どもの誕生お祝い事業業務委託

2 事業目的

本業務は、社会の宝である全ての子どもの誕生をお祝いし、子育て家庭への切れ目ない支援を行うことを目的として、子育てに役立つ物品を古賀市で新たに生まれた子どもとその保護者へ交付するものである。

赤ちゃん用品の詰め合わせセットの調達にあたっては、費用対効果を維持しながらより質の高く子育て世帯に喜ばれる物品の調達を図る必要があるため、事業者の創意工夫を活かした提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザルにより本業務の委託業者を選定するものとする。

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

(1) 赤ちゃん用品の調達

- ・ 調達する品目（以下、調達品）は、複数種類（概ね6品目程度）を組み合わせること。
- ・ 組み合わせる調達品は食料品、工作物、繊維製品その他種類は問わない。ただし食料品等その品質を保持できる期間や方法に制限があるものについては、概ね常温で6か月以上保持できるものに限る。
- ・ 使用者（調達品の受領者）に対して、安全性が高いものを選定すること。
- ・ 使用者の対象年齢は生後2か月児以降の乳幼児を対象としたものとする。
- ・ 使用者の性別にかかわらず利用できるものとする。

(2) 調達品のパッケージング

- ・ 組み合わせた調達品は訪問事業等でそのまま受け渡しができる形にパッケージングすること。バッグ型、プラ包装、段ボール等、パッケージングの方法、包装の種類については問わないが、持ち運びのしやすいものとする。
- ・ 発注予定数：350～400セット程度（1か年度）

(3) 調達品を古賀市へ納入

- ・パッケージングした調達品を古賀市保健福祉センターサンコスモ古賀へ納入する。
- ・納入に伴う諸費用は受注者負担とする。
- ・市の発注（1月に1回）に応じて分納すること。
- ・1回あたりの発注数量は30～40セット程度とする。
- ・原則発注から3週間以内に納入すること

5 その他特記事項

(1) 業務の一括再委託の禁止等

第三者に対し、業務の一部若しくは全部の実施を委託し、請け負わせることはできない。ただし、相当な理由があり、書面により市が承諾した場合についてはこの限りでない。

(2) 守秘義務

受注者は、本業務遂行中に知り得た事項について、他に漏らしてはならない。業務の実施に伴い個人情報を取り扱う場合は、古賀市個人情報保護条例に掲げる事項を遵守しなければならない。また、本業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(3) 不良品の対応

納入した調達品に欠損等の不良が確認された場合、受注者は適切な対応をとるとともに、代替品を納入すること。ただし、その不良が明らかに受注者の責めによらないものと判断できる場合は、この限りではない。

(4) 業務の実施範囲

本業務の実施について、社会通念上実施が妥当とされる業務内容については、本仕様書に記載のない事項であっても業務の範囲とする。本仕様書に記載されていない事項や、疑義を生じた場合は、本市と協議し指示を受けるものとする。

(5) 記載外事項

スケジュールや実施内容について、やむなく変更する必要がある場合には、市と協議の上決定すること。